

議案第 22 号

平成 30 年度伊賀市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 30 年度伊賀市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 30 年度伊賀市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の主要な建設改良事業の管路整備費「353,494 千円」を「305,501 千円」に、処理場整備費「482,158 千円」を「419,149 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	下水道事業収益	2,662,005 千円	469,609 千円	3,131,614 千円
第 1 項	営業収益	660,316 千円	5,796 千円	666,112 千円
第 2 項	営業外収益	2,001,689 千円	222,744 千円	2,224,433 千円
第 3 項	特別利益	0 千円	241,069 千円	241,069 千円
支 出				
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	下水道事業費用	2,693,489 千円	△6,408 千円	2,687,081 千円
第 1 項	営業費用	2,355,402 千円	△17,420 千円	2,337,982 千円
第 2 項	営業外費用	297,514 千円	30,625 千円	328,139 千円
第 3 項	特別損失	20,523 千円	△19,613 千円	910 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3, 854千円」を「不足する額659, 557円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	資本的收入	1, 772, 641 千円	△704, 672 千円	1, 067, 969 千円
第 1 項	国庫補助金	328, 920 千円	△45, 459 千円	283, 461 千円
第 3 項	負担金等	15, 092 千円	△2, 030 千円	13, 062 千円
第 4 項	他会計補助金	893, 471 千円	△596, 072 千円	297, 399 千円
第 5 項	企業債	436, 900 千円	△55, 800 千円	381, 100 千円
第 8 項	基金取崩収入	92, 383 千円	△5, 311 千円	87, 072 千円
支 出				
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	資本の支出	1, 776, 496 千円	△48, 970 千円	1, 727, 526 千円
第 1 項	建設改良費	903, 419 千円	△114, 284 千円	789, 135 千円
第 5 項	基金繰入支出	6, 354 千円	65, 314 千円	71, 668 千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
下水道 事業	千円 436,900	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れ る政府資金等につ いて、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し後 の利率)	政府資金及び特定資金について は、その融通条件により、銀行 その他の場合には、債権者との 協定によるものとする。ただし、 企業財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低利に借換えす ることができる。	千円 381,100	補正 前と 同じ	補正 前と 同じ	補正 前と 同じ

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	114,671 千円	△4,515 千円	110,156 千円

第7条 予算第9条本文中「1,281,845 千円」を「1,276,227 千円」に改める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄